] こうによっている あなたの健康を守る

納付にご協力ください国民健康保険税の期限内

期限内納付に協力をお願いします。保険者の加入期間などを確認の上、旬に世帯主の方へ送付します。被旬に世帯主の方へ送付します。被本年度の国民健康保険税(以下

国保税の税率を改正しました

見直しで対応してきました。金である基金の取り崩しと税率の収支が赤字となり、国保会計の貯収支が赤字となり、国保会計の貯収が赤字となり、国保会計の貯水が、場が、場が、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、

本年度は、制度改正などによる本年度は、制度改正など)の減少や支出(医療費など)の増加が見込むれ、今後の国保運営が大変厳しまれ、今後の国保運営が大変厳しまれ、今後の国保運営が大変厳しまれ、今後の国保運営が大変厳しまれ、今後の国保運営が大変厳しまれ、今後の国保運営が大変厳しまれ、今後の国保運営が大変厳しまる、本年度は、制度改正などによる本年度は、制度改正などによる本年度は、制度改正などによる本年度は、制度改正などによる本年度は、制度改正などによる

軽減や減免制度があります

所得による軽減

均等割と平等割の金額が軽減され前年の所得が一定額以下の場合、

方を含めて軽減判定を行います。 (15~表を含めて軽減判定を行いた方がいる場合、移行した定基準が改正されました (15~表定基準が改正されました (15~表表を含めて軽減判定を行います。本年度は5割・2割軽減の判ます。本年度は5割・2割軽減の判ます。

後期高齢者医療制度への移行に

よる軽減

間は4分の3の額に軽減されます。計算例2】参照)、その後の3年が5年間は半額(単身軽減【15~が5年間は半額(単身軽減【15~が1分でを期高齢者支援金等分の平等割と後期高齢者支援金等分の平等割に、その後期高齢者医療制

への減免●被用者保険の扶養家族だった方

職場の健康保険などに加入して 職場の健康保険などに加入して いた方が後期高齢者医療制度へ移 いた方が後期高齢者医療制度へ移 いた方が後期高齢者医療制度へ移 いた方が後期高齢者医療制度へ移 いた方が後期高齢者 医療制度 へ おいます。

■被災や生活困窮者への減免

とができる場合があります。より、減免などの措置を受けるこ保税の納付が困難な方は、申請に保税の納付が困難な方は、申請に

離職による軽減

度があります(【15~表2】参照)。中告により国保税が軽減される制解雇や雇い止めなどにより離職し解雇や雇い止めなどにより離職し

期限内納付にご協力を

い口座振替をお勧めしています。7月末から翌年の2月末まで、8万年が遅れると督促料などが加算され振替で納めていただきます。納付振替で納めていただきます。納付振替で納めていただきます。納付極いのでは、原則として1年分を

「特別徴収」の世帯

国保の被保険者全員が5歳以上国保の被保険者全員が5歳以上で加入している場合は、国保税をに加入している場合は、国保税をは、国保税をは、国保税をは、国保税をは、国保税をはずることができます。

口座を確認してください

確認してください。振替口座を変いたら、振替する口座登録内容を口座振替の方は納税通知書が届

関で手続きをしてください。更する場合などは、早めに金融機

ビス」を利用することができます。「市税等Web口座振替受付サー替申し込み(新規・変更)ができるで市のホームページから、口座振を持っている方は、インターネット行に個人口座とキャッシュカードまた荘内銀行・山形銀行・北都銀また荘内銀行・山形銀行・北都銀

加入や脱退は届け出が必要です

りますので注意してください。
四保への加入や脱退は届け出を必要ですので、忘れずに届け出をされます。加入の届け出が遅れるされます。加入の届け出が遅れるされ、国保の脱退の届け出が遅れると、遅れた分がさかのぼって課税と、遅れた分がさかのぼって課税と、遅れた分がさかのぼって課税と、遅れた分がさかのぼって課税と、遅れた分がさかのぼって課税が課税されたますので注意してください。

財政の健全化と健康づくり

国保財政の健全化には、皆さん 国保財政の健全化には、皆さん ●お問い合わせ/【制度全般】市国保年金課国保係 ☎26-5727

【課税の内容】市税務課税制係 ☎26−571

各総合支所地域振興課

【納稅】市納稅課納稅係

☎26-5719



【表1】所得による国保税の軽減判定基準

軽減割合 (均等割および平等割)	軽減判定対象所得※
7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円+(<u>26万円</u> ×被保険者数と後期高齢者医療制度移行者数)以下の世帯 【変更前24万5千円】
2割軽減	33万円 + (<u>47万円</u> ×被保険者数と後期高齢者医療制度移行者数)以下の世帯 【変更前45万円】

- ◆5割・2割軽減は本年度から判定基準が改正されました(下線部分)。
- ◆申請は不要です。
- ◆軽減額の判定では、譲渡所得に係る特別控除と事業専従 者控除の適用を受けることができません。
- ※軽減判定対象所得/世帯主と国民健康保険加入者および 後期高齢者医療制度移行者の前年所得の合計額

■計算例1

夫(42歳)と妻(38歳)、子ども(小学生)の計3人が国保に加入しています。夫は事業による所得が182万円ありました。妻は103万円の給与収入があり、源泉徴収票によると「給与所得控除後の金額」は38万円です。また夫の固定資産税額は3万円でした。

医療分 240,300円…1

- ●所得割(基礎控除330,000円) 129,360円 【夫】(1,820,000円-330,000円) ×8.4%=125,160円 【妻】(380,000円-330,000円) ×8.4%=4,200円
- 資産割 30,000円×15.4% = 4,620円
- ●均等割 28,200円×3人= 84,600円
- 平等割 1世帯当たり 21,800円

後期高齢者支援金等分 74,700円…②

- 所得割(基礎控除330,000円)40,040円 【夫】(1,820,000円 - 330,000円)×2.6% = 38,740円 【妻】(380,000円 - 330,000円)×2.6% = 1,300円
- 資産割 30,000円× 5.3% = 1,590円
- 均等割 8,800円×3人 = 26,400円
- 平等割 1世帯当たり 6,700円

介護分(介護保険第2号被保険者の夫のみ該当) 57,200円・・・③

- 所得割(基礎控除330,000円)
 - 【夫】(1,820,000円-330,000円) ×2.6%=38,740円
- ●資産割 30,000円× 6.2% = 1,860円
- 均等割 10,800円×1人=10,800円
- 平等割 1世帯当たり 5,800円

①+②+③合計年税額 372,200円

納期別税額/第1期46,700円、第2期~第8期 各46,500円

【表2】 倒産・解雇などによる離職者(特定受給資格者)や 雇い止めなどによる離職者(特定理由離職者)の方の軽減

対象者	次の全てに該当する方 ①雇用保険受給資格者証の離職年月日が平成 26年3月31日以降 ②離職時に65歳未満の方 ③雇用保険受給資格者証の離職理由コードが 11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれ かに該当する方
軽減内容	国保税および高額療養費等の所得区分判定の際、対象者本人の前年の給与所得を100分の30 とみなして算定(給与所得以外は対象外)
軽減適用 期間	平成26年3月31日~平成27年3月30日離職 →平成26·27年度 平成27年3月31日~平成28年3月30日離職 →平成27·28年度
申告	申告が必要 持ち物/雇用保険受給資格者証(最新のもの)、 国民健康保険被保険者証、印鑑 ◆平成22年3月31日~平成26年3月30日に離職し、 上記対象者の②③に該当する方で申告していない場合は、さかのぼって申告することができます。

■計算例2

世帯主の夫 (75歳) は国保から後期高齢者医療制度に移行し、妻 (72歳) が国保に加入しています。夫の公的年金収入は230万円あり「公的年金等控除後の金額」は110万円です。妻の公的年金収入は79万円あり、「公的年金等控除後の金額」は0円です。また夫の固定資産税額は5万円でした。

医療分 31,200円…1

●所得割 0円

(昭和25年1月1日以前に生まれた方(65歳以上)は、 年金所得から150,000円を引いた額で軽減判定)

【夫】(1,100,000円-150,000円) + 【妻】0円<330,000円

- + (470,000円×2人) …2割軽減に該当します
- ●資産割 0円 (国保に加入していない方の固定資産 税は算定に入れません)
- 均等割 (28,200円 5,640円) ×1人 = 22,560円 2割軽減分
- 平等割 1世帯当たり21,800円×1/2-2,180円=8,720円 単身軽減分 半額の2割軽減分

後期高齢者支援金等分 9,700円…②

- ●所得割 0円
- 資産割 0円 (国保加入者のみ)
- 均等割 (8,800円 <u>-1,760円</u>) ×1人 = 7,040円
- 平等割 1世帯当たり6,700円×1/2 670円 = 2,680円 単身軽減分 半額の2割軽減分

介護分(該当なし) 0円…3

①+②+③合計年税額 40,900円

納期別稅額/第1期5,200円、第2期~第8期 各5,100円

- ◆税額は、医療分・後期高齢者支援金等分・介護分ともに各割額合算後100円未満を切り捨てます。
- ◆市ホームページでも国保税の試算ができますので利用してください。